平成２９年（再イ）第７１７号
東京都新宿区大京町26―１―326
再生債務者　森田　栄光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３４号
京都市山科区椥辻西潰８番地　レオパレス山科椥辻203号室
再生債務者　林　　匡彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第１３２号
堺市美原区大饗51番地６（前住所）大阪府松原市天美我堂７丁目475番地（201号）
再生債務者　富山　将弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第５５号
兵庫県川西市西畦野２丁目19番16号
再生債務者　西岡　徹治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第１２号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目16番２号
再生債務者　中村　正彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（再イ）第４４号
三重県桑名市大字森忠1765番地24
再生債務者　石原　慎也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再イ）第６７７号
大阪市平野区加美北２丁目１番８号
再生債務者　勝田　洋介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第３８８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町82番地14
再生債務者　宮部　英夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第４０６号
横浜市泉区和泉中央北３丁目４番３号　安西アパート２Ｆ
再生債務者　持田　知則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６７号
静岡県浜松市北区根洗町1447番地の３
再生債務者　飯塚　　篤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第６８号
静岡県浜松市北区細江町気賀7306番地　官舎１―114
再生債務者　萩原　利文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再イ）第３０号
愛知県豊橋市牛川町字西側67番地１（201）
再生債務者　佐原　守和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（再イ）第１８号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1945番地７
再生債務者　神田　　論
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１１号
島根県出雲市大社町北荒木312番地５
再生債務者　お好み焼権兵衛こと　日野　孝之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　松江地方裁判所出雲支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年５月８日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目５番10号
全国神社厚生年金基金
代表清算人　田中　恆清

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　田中　恆清
２．住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目５番10号
平成30年５月８日　　全国神社厚生年金基金